

東弁今昔物語 ~150周年を目指して~

第26回 日中戦争と総動員体制

司法改革総合センター幹事・東京弁護士会歴史研究会 斎藤 健博 (69期)

1 日中戦争

昭和12年7月、日中戦争が勃発した。当初、当会員15名が召集され、中国大陸の戦線で同年末までに4名が戦死した。

平成27年8月の当会会長による「戦後70年を迎えるにあたっての談話」*1では、当会は、応召会員の会費免除・戦死会員家族に対する慰問寄付金募集のための委員会の設置をしたものの、その後は戦争に協力する活動が中心になったと指摘されている。たとえば、「皇軍」に対して感謝状を送ったり、皇軍弔問金の募集、さらには、弁護士で組織された大日本弁護士皇軍慰問団を派遣した。慰問団は4班ごとに分かれており、北はハルビン方面から、南は台湾・香港・広東を周遊するルートで構成されていた。

2 国家総動員体制

日中戦争勃発後、わずか2か月後には近衛内閣による国民精神総動員運動が提唱され、これを受けて、当会においても、昭和12年9月20日、「司法省依嘱ニ依リ遵法週間宣伝実施ニ付キ協力ノ件、右ニ関スル委員会設置ノ件」に関する臨時総会を開催したが、特に強い反対などもなく可決されている。

昭和13年5月5日に施行され、終戦まで維持された国家総動員法は、労働力・物資・企業活動・金融・価格の統制・さらには、言論の統制などの内実があったが、5条には、弁護士会等の団体に対する協力義務が明記されていた。日本弁護士協会は、(明治)憲法違反であるとして反対決議を行ったようであるが、当会は、何の意見表明もしなかった。

3 戦時体制の深化と弁護士会

戦争が深化するとともに、在野法曹として「大陸に対する司法国家に貢献せん」とする立場から、全国弁護士の大同団結を主張する声がでてきた。昭和14年10月、

日本弁護士協会とは別に、新たに大日本弁護士会連合会なる組織が設立された。当会はこれを承認したが、朝鮮・台湾・関東州が除外されていたこと、司法大臣の監督下にあるので在野法曹としての活動ができず、大同団結の目的を達成しえないことが指摘されていた。

そこで、さらに国家本位の体制に転換する司法新体制の理念が叫ばれ、東京三会の合同要求にはじまり、全国の弁護士会を統一する提案がなされた。当会において、これに関連する会則改正についても実質的な審議をすることなく可決されたが、東京三会の合同でさえも一弁が明確に反対したため実現困難であり、結局、全国の弁護士会が統一されることとなかった。

4 司法の弱体化

当時の司法は、天皇の名において行われる権能であった。しかし、それすら軍事や行政の前に侵され、当会の会務の趨勢も大政翼賛会の一翼を担う方向へ進んでいったが、翼賛議会体制のもとで、国防保安法と治安維持法が全面的に改正され、予防拘禁、広範な強制捜査権の付与、二審制の採用、指定弁護士制度等の特別刑事手続が規定された。要するに、戦争と総動員体制への進行は、必然的に軍事優先・行政の先行をもたらし、司法の軽視・侵害・弁護士（制度）への攻撃につながっていったのである。

現代を生きる我々が、この歴史的事実に対しても評価をするか。それは、各人にゆだねられる。

昭和11年4月より旧弁護士法の下での弁護士試補が実施されており、日中戦争の勃発は、まさに弁護士が法曹三者としての地位を確立しはじめた頃。召集を受けて命を落とした当会先進会員は、国家の大義を前にして、どのような気持ちで戦地に赴いたのだろうか。そして、現代の我々は、約80年前と同じ状況に直面したとき、いかなる道を選択し、歩み進んでいくのだろうか。

*1 <https://www.toben.or.jp/message/seimei/sengo70.html>